

漁業近代化資金

1. 制度の趣旨

漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化を図る目的で、昭和44年度から実施された資金で、信漁連等の融資機関が漁業者等に長期かつ低利の資金を融通できるように県が利子補給を行う制度です。（根拠法「漁業近代化資金融通法」）

2. 借受資格者

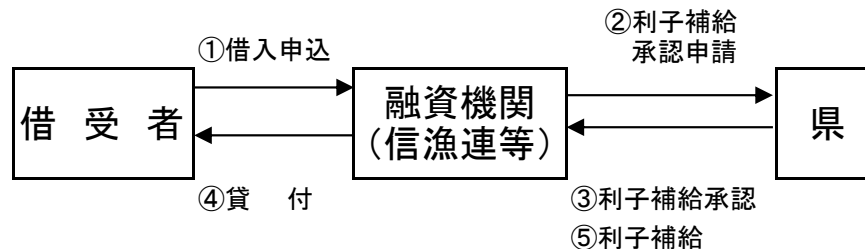
- ア. 漁業を営む個人・法人
- イ. 漁業生産組合
- ウ. 水産加工業を営む個人・法人
- エ. 漁業協同組合、同連合会
- オ. 水産加工業協同組合、同連合会
- カ. 漁業者等が主たる構成員となっている水産振興一般社団・一般財団法人、協同会社、任意団体

※ 県税を完納していること。

3. 融資機関

- ア. 信用漁業協同組合連合会
- イ. 水産加工業協同組合、同連合会
- ウ. 農林中央金庫

4. 制度のしくみ



5. 貸付条件

別表のとおり

6. 注意事項

○事前着工について

本資金は、補助事業であるため、県の利子補給承認後でないと事業の着工はできません。ただし、真にやむを得ない場合は「事前着工願」を提出し、県の承認があれば事前着工も可能です。

詳しくは、漁協に御相談下さい。

○事業が完了したら

貸付を受けてから6ヵ月以内に事業を完了して下さい。事業完了10日以内には「事業完了報告書」を提出して下さい。

別表
(漁業近代化資金)

資金の種類	償還期限 (年以内)	左のうち 据置期間 (年以内)	貸付限度額	貸付対象事業	融資率 (%) 以内
1号資金 (20トン未満漁船)	FRP、鋼船 20 木船 9 機関、機器 10	3	○個人のうち20トン未満漁船資金借受者、漁船漁業者、漁業法人、水産加工業者、水産養殖業者(個人)、漁業又は水産加工業を営む団体 9,000万円	総トン数20トン未満の漁船の建造・改造・取得、機関換装、機器設置	90
2号資金 (20トン以上130トン未満漁船)		2 3		総トン数20トン以上130トン未満の漁船の建造・改造・取得、機関換装、機器設置	80
3号資金 (漁船漁具保管修理施設等)	15 (漁協等 20)	3	○漁船漁業(20トン未満)、養殖業又は水産加工業のいずれか2以上を併せ営む者、漁船漁業(20トン未満)と水産加工業を併せ営む団体 3億6,000万円	漁船漁具保管修理・資材保管・給油給水・水産物加工・水産物保蔵・製氷冷凍・水産物処理・陸上養殖・種苗生産・水産物等運搬・水産物販売・漁業用通信施設の改良・造成・取得	90
4号資金 (漁場改良造成用機具等)	7 (漁協等 10)	2	○水産養殖業者(法人)、養殖業を営む団体 3億6,000万円 ○20トン以上漁船資金借受者 3億6,000万円	漁場改良造成・給油給水・種苗生産・養殖えさ調整供給・養殖肥料薬剤施用・養殖水産物収穫・水産物等運搬・情報処理用機具の取得	80
5号資金 (漁具等)	5 (大型定置網 10)	2	○上記以外の個人 1,800万円	漁具・養殖いかだ・はえなわ式養殖施設等の取得	80
6号資金 (水産動植物の種苗購入育成)	5	2 (ぶり・ほたてがい及び真珠越もの 3)	○漁協、水産業振興一般社団・財団法人、協同会社等 12億円	成育期間が通常1年以上のぶり・うなぎ・たい・あじ・ふぐ・ひらめ・さば・真珠・ひおうぎがい・あわび等の種苗購入・育成	90
7号資金 (漁村環境整備施設)	20	3	○農林水産大臣又は知事が承認した場合はその承認額	漁協等の情報処理・通信・宿泊・研修・集会・託児・診療・環境整備等施設の改良・造成・取得	80
8号資金 (農林水産大臣特認)	12 給排水・特定住宅・労働力確保 (15) 初度的経営 (5) (漁協等 15)	2 (3) (2) (漁協等 3)		漁場改良造成施設、共同利用船舶、公害防止施設、海浜等環境活用施設、漁村給排水施設(個人)、特定漁家住宅、初度的経営資金、密漁監視施設、水産業労働力確保施設	80